

地球温暖化問題への取組に思う

環境委員会 専門員

ほし 星 あきら 明

昨年 11 月、ドイツ・ボンにおいて気候変動枠組条約第 23 回締約国会議（COP23）が開催された。会議では、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定の具体的な実施指針などに関する議論が行われた。本年 12 月の COP24 での実施指針採択に向け、各国の削減目標や排出量などの報告と評価の仕組みなど、交渉の土台となる文書が作成されたが、実施指針に関する必要事項について先進国と途上国が意見を出し合い、それらを両論併記的にまとめたため、文書は膨大なものとなった。一部途上国からは、報告の内容、頻度等に差異を設けるべきとの意見もあり、当初の予定どおりに COP24 において実施指針が採択できるのか不安視する向きもある。

パリ協定は、ポスト京都議定書として 2015 年の COP21 において採択された。一部の先進国にのみ温室効果ガス排出削減義務を課す京都議定書と異なり、パリ協定は、①途上国を含む締約国すべてが削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、更新した目標は前進させること、②国内での実施状況を報告し、レビューを受けること、③5 年ごとに世界全体での削減への取組状況を確認することなどを内容とする。削減目標を提出し、達成のため国内措置を実施することは義務とされているが、目標数値の達成自体が義務とされているわけではない。そのため、パリ協定の実効性確保のためには、各国の削減目標達成に向けた取組について、どのような報告を求め、どのように検証を行うのか、その制度設計（＝実施指針）を通じて、各国の取組を「見える化」することが何よりも肝要であると思われる。

地球温暖化問題への国際的な取組は、国際的な対処の枠組みを定めた国連気候変動枠組条約の採択（1992 年）を端緒として、具体的な削減義務を定めた京都議定書の採択（1997 年）へと続く。その後のポスト京都議定書の議論においては、先進国のこれまでの排出責任を問う途上国と、新興国の排出量の急増を背景に、途上国も何らかの削減義務を負うべきとする先進国との意見の調整が最大の焦点となった。パリ協定は、この意見の食い違いを乗り越えるために積み重ねられた努力と知恵の結晶といえる。これをいかすための実施指針の採択に向け、正に正念場となる COP24 に世界の注目が集まることとなろう。

国連気候変動枠組条約採択の直後に開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」では、カナダ出身の 12 歳の少女が行った演説が世界の注目を集めた。居並ぶ各国首脳を前に彼女は訴えた。「私の世代には夢があります」「どうやって直すのかわからないものを壊し続けるのはもうやめてください」と。温暖化を始め地球環境問題は、国境を越え、世代を超えて影響を及ぼすという特徴を持つ。そこに対策の困難さがあり、国際的な協力の下に取り組むことが求められるゆえんである。12 月の COP24 はポーランド・カトヴィツェで開催される。実効性ある実施指針の採択を切に願ってやまない。